

原料費調整制度に基づく

令和5年4月のガス料金について

令和5年2月27日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和5年4月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和4年11月～令和5年1月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、このたびの調整には、電気・ガス価格激変緩和対策事業（※）の政府支援を踏まえ、原料費調整後の単価から1m³当たり30円の値引きが反映されています。

なお、令和5年4月1日を改定日としてガス料金を改定します。これにより3月31日以前よりご使用されているお客さまにつきましては、3月検針日翌日から4月検針日までの使用量を使用月ごとの日数に応じてあん分し、適用する料金を日割り計算した上で料金を算定いたします。

令和5年4月検針分に適用する料金につきましては、広報上越4月号での記事掲載、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

<別紙>

料金表（令和5年4月）

① 3月検針日翌日から3月31日までの期間の算定

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
基準単位料金に対しては 34.59円（税込）上方調整して料金を算定します。
また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	157.09	155.32	153.86
(参考) 基準単位料金 (円/m ³)	122.50	120.73	119.27

② 4月1日以降4月検針日までの期間の算定

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
基準単位料金を下記のとおり改定し、同料金に対して △22.99円（税込）下方調整して料金を算定します。基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	155.00	153.23	151.77
(参考) 基準単位料金 (円/m ³)	177.99	176.22	174.76

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線 311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

① 3月検針日翌日から3月31日までの期間の算定

	令和4年11月～令和5年1月 (令和5年4月検針分に適用)	令和4年10月～令和5年12月 (令和5年3月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	133,250 円/ト	142,390 円/ト

基準平均原料価格※ ²	54,900 円/ト
------------------------	------------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9751＋LPG平均価格×0.0458

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和元年6月から8月までのLNG平均価格54,070円×0.9751＋令和元年6月から8月までのLPG平均価格47,480円×0.0458）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和4年11月～令和5年1月貿易統計値）} \times 0.9751 \\ &= 132,510 \text{ 円/ト} \times 0.9751 \\ &= 129,210.501 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和4年11月～令和5年1月貿易統計値）} \times 0.0458 \\ &= 88,150 \text{ 円/ト} \times 0.0458 \\ &= 4,037.270 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 129,210.501 \text{ 円/ト} + 4,037.270 \text{ 円/ト} \\ &= 133,247.771 \text{ 円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 133,250 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 133,250 \text{ 円/ト} - 54,900 \text{ 円/ト} \\ &= 78,350 \text{ 円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= 78,300 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 120.73 \text{ 円} + (0.075 \text{ 円} \times 78,300 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 120.73 \text{ 円} + 64.5975 \text{ 円} \\ &= 120.73 \text{ 円} + 64.59 \text{ 円（小数点第3位以下切下げ）} \\ &= 185.32 \text{ 円} \end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1m³当たり30円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 120.73 \text{ 円} + (64.59 \text{ 円} - 30 \text{ 円}) = 155.32 \text{ 円}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³当たり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³当たり34.59円（税込）上方調整します。

② 4月1日以降4月検針日までの期間の算定

	令和4年11月～令和5年1月 (令和5年4月検針分に適用)	令和4年10月～令和5年12月 (令和5年3月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	133,250 円/ト	142,390 円/ト

基準平均原料価格※ ²	124,190 円/ト
------------------------	-------------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9748＋LPG平均価格×0.0405

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和4年6月から8月までのLNG平均価格123,110円×0.9748＋令和4年6月から8月までのLPG平均価格103,230円×0.0405）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和4年11月～令和5年1月貿易統計値）} \times 0.9748 \\ &= 132,510 \text{ 円/ト} \times 0.9748 \\ &= 129,170.748 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和4年11月～令和5年1月貿易統計値）} \times 0.0405 \\ &= 88,150 \text{ 円/ト} \times 0.0405 \\ &= 3,570.075 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 129,170.748 \text{ 円/ト} + 3,570.075 \text{ 円/ト} \\ &= 132,740.823 \text{ 円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 132,740 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 132,740 \text{ 円/ト} - 124,190 \text{ 円/ト} \\ &= 8,550 \text{ 円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= 8,500 \text{ 円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{ 円} + (0.075 \text{ 円} \times 8,500 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{ 円} + 7.0125 \text{ 円} \\ &= 176.22 \text{ 円} + 7.01 \text{ 円（小数点第3位以下切下げ）} \\ &= 183.23 \text{ 円} \end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1m³当たり30円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 176.22 \text{ 円} + (7.01 \text{ 円} - 30 \text{ 円}) = 153.23 \text{ 円}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³当たり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³当たり△22.99円（税込）下方調整します。